

# 仕 様 書

本仕様書は南相馬市立小中学校における情報機器の借上げについて次のとおり定めるものとする。

1 件 名 南相馬市立小中学校情報機器借上げ

2 購入品目及び納入場所 別紙のとおり

3 納入期限 令和8年7月31日（金）

4 借上期間 令和8年8月1日（土）～令和13年7月31日（木）  
【60ヶ月】

5 支払期間 令和8年9月～令和13年8月（支払回数：60回）

6 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

7 その他

(1) 本借上げ契約については、リース会社、販売会社等を相手とする三者契約も可とする。その場合、その相手方も当市の入札参加資格登録をしていることが必要となる。

また、入札書にその相手方の名称も記載すること。

(2) 搬送費等の納品に係る一切の経費は納入者の負担とする。

(3) 使用可能な状態にして完納すること。

(4) 仕様にかかる詳細については、別紙「ネットワークコンピュータシステム仕様書」のとおりとする。

なお、商品名が記載されている製品以外については、仕様書に定める機能・規格・品質が同等以上であれば同等品での入札も可能とする。

同等品での入札する場合は、「同等品確認書」及びカタログ等により入札品を学校教育課に提示し、了解を得た後に入札すること。

(確認後は指名業者全社へ通知を行うため、一度了承を得た物品については、それ以降の確認は不要。ただし、全社へ送付する確認書の写しに事業者名を記載の上、入札書と一緒に提出のこと。)

提出期限：入札日4日前(閉庁日を除く)の正午まで

提出先：学校教育課教育企画係(24-5283)

※南相馬市ホームページの「同等品確認申請について」の内容を確認の上、様式をダウンロードして使用のこと。

- (5) 物品納入後は、各学校の検収（書式不定）を受け教育委員会へ提出すること。
- (6) 本仕様書に定めのないことについては、両者協議のうえ決定するものとする。

## 8 入札

- (1) 入札書に記載する金額は、月額とすること。（消費税抜き）
- (2) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。



